内閣衆質一一三第一二号

昭和六十三年九月二十七日

閣 総 理 大臣 竹 下 登

内

衆 議 院 議 長 原 健 三 郎 殿

衆議院議員沢藤礼次郎君提出岩手県内における米空軍機墜落事故等に関する質問に対し、 別紙

答弁書を送付する。

衆 議 院 議 員 沢 藤 礼 次 郎 君 提 出 岩 手 **,**県 内 に お け る 米 空 軍 機 墜 落 事 故 等 に 関 す る 質 問 に

対する答弁書

一について

六号) ょ か \mathcal{O} う る 維 米 持 軍 に 目 第六 は、 に 别 的 寄 段 で 与 条 日 \mathcal{O} 我 定 す 0) 本 が 規 玉 \Diamond 玉 る とア た 定 \mathcal{O} に に 駐 8 あ 基 メリ 留 る づ す 場 我 き、 合 るこ 力 が 合 を 玉 衆 除 لح に 日 を < 本 玉 お کے \mathcal{O} 7 ほ 同 安 0 か、 条 7 全 施 間 約 米 が 設 に \mathcal{O} 寄 認 相 軍 • 与 区 が 互 \Diamond 域 し、 協 7 力 か を 1 及 か る 使 並 び る と 用 び 安全保 目 ١ ر す に 的 うこと ることを許 極 \mathcal{O} 東 達 に 障 は 条 成 お け \mathcal{O} 約 た 事 さ る (昭 め、 れ 玉 前 際 協 て 和三十五 飛 議 1 \mathcal{O} 平 る。 行 に 和 訓 係 及 年 練 る 米 条 を 事 軍 U 安 含 が 約 項 全 第 8 \mathcal{O} カン

は、

個

Þ

 \mathcal{O}

飛

行

訓

練

 \mathcal{O}

具

体

的

内

容

に

0

(\

て

我

が

国

0

連絡

を行う必要は

なく、

政

府として、

カン

軍

隊

لح

し

7

 \mathcal{O}

機

能

に

属

す

る

諸

活

動

を

__

般

的

に

行うことを当

然

 \mathcal{O}

前

提

لح

L

7

1

るところ、

米

軍

か る 連 絡 を 行うよ う米 側 に 求 め る考 え は な \ \ •

二及び三について

1 自 衛 隊 \mathcal{O} 飛 行 訓 練 に 0 **V** > 7 は、 戦 闘 機 戦 闘 訓 練 等 は 民 間 機 と自 衛 隊 機 \mathcal{O} 分 離 を 义 る た \Diamond 設

定された 訓 練 空域 に お 7) て行うとともに、 最低安全 高 度 に 関 す る航 空 法 (昭 和 + 七 年 法 律

第二百三十一 号) 0) 規 定 を遵守す る等航空交 通 \mathcal{O} 安全と秩序 \mathcal{O} 維 持 に 配 慮 L 0 つ 実 施 L て 1

るところである。

2 米 軍 は 飛 行 訓 練 を行 う に 際 L 7 は、 民 間 航 空 路 を 避 け、 最 低 安 全 高 度 を尊 重 す Ś 等 航

空

交 通 \mathcal{O} 安 全 لح 秩 序 \mathcal{O} 維 持 に 配 慮 L 0 0 実 施 L て 1 る ŧ \mathcal{O} لح 承 知 L 7 1 る。

政 府 は 御 指 摘 \mathcal{O} 米 軍 機 墜 落 事 故 に か λ が み、 安 全 確 保 \mathcal{O} 徹 底 等 に つ き 改 \Diamond て 米 側 に 申 入

れ を 行 1 米 側 ŧ 同 申 入 れ を了 解したところであり、 政府 とし て 飛行 規 制 \mathcal{O} 強 化 等 を 米 側 に

求める考えはない。

1 御 指 摘 \mathcal{O} 米 軍 機 事 故 12 際 し、 事 故 現 場 12 お け る 米 側 と 我 が 玉 関 係 当 局 لح \mathcal{O} 間 \mathcal{O} 協 力 体 制 は

円 滑 に 機 能 L 7 お り、 特 段 \mathcal{O} 問 題 は な か 0 た £ \mathcal{O} と 考 え て 1 る。

2

今

口

 \mathcal{O}

よう

な

米

軍

機

墜

落

事

故

に

0

1

て、

米

軍

人

 \mathcal{O}

公

務

中

 \mathcal{O}

作

為

又

は

不

作

為

に

起

因

す

る

刑

事

上

 \mathcal{O}

責

任

が

追

及され

ることに

な

る

場

合

に

は

日

本

玉

とア

メ

IJ

力

合

衆

玉

کے

 \mathcal{O}

間

 \mathcal{O}

相

互

協

力

及

75

安 全 保 障 条 約 第 六 条 に基づく 施 設 及 び 区 域 並 び に 日 本 玉 12 お け る 合 衆 玉 軍 隊 \mathcal{O} 地 位 に 関 す る

協 定 昭 和 三 + 五 年 条約 第七 号) 第十 七 条 12 基 づ き処 理 されるところ、 この 場 合、 日 米 双 方 に

お 1 て 可 罰 的 で あ る な 5 ば 米 側 が 第 次 裁 判 権 を 行 使 す ることに な る が か か る 場 合 で

ŧ 我 が 玉 関 係 当 局 は 本 件 事 故 に 0 1 7 \mathcal{O} 捜 査 権 を 有 L 7 7 る。 我 が 玉 関 係 当 局 に お 1 7

は 米 側 と共 同 L て 捜 査を進 めているところである。

五. に つい て

米 軍 \mathcal{O} 飛 行 訓 練 に 0 V て は、 一 に つ *(*) て に お **,** \ て 述 ベ た 米 軍 0) 駐 留 目 的 を 達 成 す る上 で 必

な ŧ \mathcal{O} لح 理 解 L て お り、 政 府 とし てこ れ を 中 止 す る ょ う 求 \Diamond る 考 え は な \ \ •

自 衛 隊 لح 米 軍 کے \mathcal{O} 共 同 訓 練 に 0 7 て は、 そ れ ぞ れ \mathcal{O} 戦 術 技 量 \mathcal{O} 向 上 を 図 る 上 で 有 益 で あ ると

とも に、 こ の よう な 共 同 訓 練 を 通 じ て 平 素 か 5 自 衛 隊 と 米 軍 と の 相 互. 理 解と意 志 疎 通 を 义 つて

おくことは、 有 事 に お け る 日 米 共 同 対 処 行 動 を 円滑 に 行うたり \Diamond 12 必 要 な ŧ \mathcal{O} で あ り、 日 米 共 同

訓練につき、これを見直す等の考えはない。